

いろど

# 彩りコミュニティ

IRODORI COMYUNAS

埼玉県行政書士会情報誌

冬号  
Vol.4

【巻頭グラビア特集】

## 武蔵一宮 氷川神社

- 建設業許可制度のしくみ
  - 行政書士 ADR センター埼玉の魅力
  - 教えて! 行政書士さん Q&A「マイナンバーとは?」
- ❖ 行政書士定期無料相談会



# 武蔵一宮 氷川神社を訪ねて

氷川神社は、JR大宮駅からほど近い場所に位置し、その創建は古く、今から2千数百年前に遡ります。

武蔵国（埼玉、東京、神奈川）を中心に285社ある氷川神社の総本社であり、「大いなる宮居<sup>みやい</sup>」と呼ばれ、大宮の地名の由来となっています。

楼門。三の鳥居をくぐり参道を進むと、荘厳なたたずまいが見えてきます。



# 神池

かつては神社のすぐ近くまで見沼が広がっていました。神池はその名残りと言われています。



## 宗像神社

須佐之男命（すさのおのみこと）の御子神である、宗像三女神（多起理比売命（たぎりひめのみこと）、市寸島比売命（いちしまひめのみこと）、田寸津比売命（たぎつひめのみこと）をお祀りした神社で、神池の中に鎮座しています。多起理比売命（たぎりひめのみこと）は弁天様としても知られています。



## 氷川神社のご神紋

須佐之男命（すさのおのみこと）の御殿回りに立ちこめた瑞雲を表しています



瑞雲をデザインした御朱印帳  
境内の神札授与所で購入できます

氷川神社の御祭神は、八岐大蛇退治で知られる須佐之男命、稲田姫命（櫛名田比売）とお二人の御子の大己貴命です。  
大己貴命は大国主命とも呼ばれ、国譲りの神として、出雲大社の御祭神でもあります。  
「氷川」とは、須佐之男命が八岐大蛇退治をしたという出雲の「簸川」に由来するとも言われています。



# 氷川参道

氷川神社の参道は直線で2kmあり、日本一の長さです。江戸時代初期までは、参道は中山道の一部でしたが、これを畏れ多いことだとして、大宮宿の人々が中山道を西側に付け替えました。現在では散歩を楽しむなど、市民の憩いの場でもあります。

参道をモチーフにしたマンホールを発見!



参道を歩いてみよう!

一の鳥居

JRさいたま新都心駅の近くからスタート

鳥居をくぐると、けやき並木です

随所に憩いのスペースがあります



三の鳥居



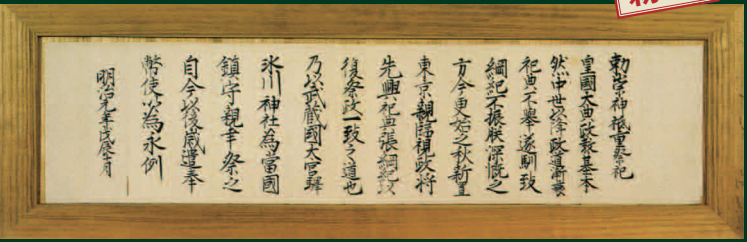
本殿・拝殿



明治天皇行幸絵巻



勅書



「氷川神社絵巻」(上)と「勅書」(右)、いずれも氷川神社蔵。  
 明治元年に天皇の勅書により、氷川神社が武蔵国鎮守と定められました。  
 また、明治天皇が氷川神社に行幸され、自ら祭祀を執り行いました。いずれも東京遷都直後のことであり、いかに氷川神社が大切にされていたかがわかります。

舞殿



毎年8月の例祭の日には、東遊(あずまあそび)が奉納されます

神札授与所



二の鳥居



昭和51年に明治神宮から移築されました



参道のお団子屋さんで一休み



三の鳥居が見えてきました



# 氷川神社の御祭典



けんえいさい  
**献詠祭**

「八雲たつ 出雲八重垣 つまごみに 八重垣つくる その八重垣を」という、日本で最初の和歌を詠まれた須佐之男命（すさのおのみこと）に、和歌を献じます。毎月15日に行われます。



いくわのしんじ  
**的の神事**

2月に行われる神事で、神職が矢を放ち、鬼を祓います。



ちんかさい  
**鎮花祭**

4月に行われる、花しづめの舞。4月7日には菱餅に桜花を載せてお供えします。



ちまきのしんじ  
**粽神事**

6月に行われるご祭儀。邪気を祓うと言われる真菰（まこも）で作った粽をお供えします。



おおほらいしき  
**大祓式・茅の輪くぐり(夏越しの大祓)**

大祓式

茅の輪くぐり

半年間の罪や穢れを祓う神事。茅の輪をくぐり、人形（ひとがた）に自身の罪穢れを移します。6月に行われます。



れいさい じんこうさい  
**例祭・神幸祭**

勅使参向

毎年8月に勅使が差し遣われ、東游（あずまあそび）が奉納されます。鳳輦（ほうれん）に移された御霊が神橋にお渡りになるなど、荘厳な祭事です。※鳳輦（ほうれん）とは、屋形の上に鳳凰の飾りを取りつけた輿（こし）で、古くから天皇の晴れの儀式の行幸に使われました。



東游（あずまあそび）



だいたうさい  
**大湯祭**

市民には「十日市（とおかまち）」の名で親しまれています。毎年11月30日から12月11日までの期間中に焚かれる篝火（かがりび）の火にあたると、無病息災、火防（かぼう＝火災予防）の御利益があると言われています。



おおほらいしき じよやさい  
**大祓式・除夜祭**

穢れを祓い、新年を迎えます。





**埼玉県大宮公園**

氷川神社に隣接する県立公園。かつては氷川神社の境内地だった場所で、四季ごとの散策が楽しめる。

さいたま市大宮区高鼻町4 公園事務所：☎ 048-641-6391

**足を伸ばしてみませんか**

**氷川神社の周辺施設と見どころ**



**埼玉県立歴史と民俗の博物館**

大宮公園に隣接し、歴史・民俗・美術を総合的に扱う博物館。

さいたま市大宮区高鼻町4-219 ☎ 048-641-0890



**さいたま市大宮盆栽美術館**

世界初の公立の盆栽美術館。盆栽の名品や盆栽の歴史・民俗資料を収集・公開し、盆栽の文化を内外に発信している。

さいたま市北区土呂町2-24-3 ☎ 048-780-2091



**鉄道博物館**

「てっばく」の愛称で知られる博物館。車両等の実物展示のほか、世界の鉄道の資料保存、調査研究も行っている。

さいたま市大宮区大成町3-47 ☎ 048-651-0088



**見沼くらしっく館(旧坂東家住宅)**

安政4年(1857年)建築の住宅。さいたま市の施設として、さまざまな企画や講座も行われている。市指定文化財。

さいたま市見沼区片柳1266-2 ☎ 048-688-3330



**見沼通船堀**

享保16年(1731年)に開通した閘門(こうもん)式運河。日本最古の運河で、毎年8月には、閘門開閉の実演が行われる。国指定史跡。

さいたま市緑区大間木 他

さいたま市文化財保護課 ☎ 048-829-1723

**【巻頭グラビア特集】 武蔵一宮 氷川神社 …………… 2**

**特集**

- 建設業許可制度のしくみ…………… 8
- 行政書士ADRセンター埼玉の魅力…………… 10
- 教えて! 行政書士さん Q&A「マイナンバーとは?」…………… 12

埼玉県行政書士会のホームページご紹介…………… 13

行政書士定期無料相談会…………… 14

【表紙写真】 椿(さいたま市・國昌寺付近)

さいたま市緑区にある國昌寺は、市指定文化財の山門で有名なお寺です。付近には見沼たんぼが広がり、数多くの動植物を見ることができます。

協力：写真提供 武蔵一宮 氷川神社 / 埼玉県立歴史と民俗の博物館

表紙写真撮影：小川晃 / 本文写真撮影：小川晃、関口哲雄、早坂舜、坂東明美、吹井久仁子



# 住まいの安心を支える 建設業許可制度のしくみ



道路や橋、学校などの公共設備から、高層ビルやマンション・一戸建てに至るまで、建設工事を請け負うためには**建設業の許可**が必要です。

(500万円未満などの軽微な工事を除く。)

建設業の許可には土木一式・建築一式工事をはじめとし、設備工事などの専門工事を合わせると28種類の工事があります。この中から営業に必要な許可を取得する必要があります。

許可を取得するためには、以下の条件をクリアしなければなりません。

- 建設業の経営経験があること
- 一定以上の資金があること
- 専門知識を持つ技術者がいること

専門知識を持つ技術者がいることで、一定の技術力が確保されます。また、建設業の経営経験や一定の資金があることで、建設中や完成後の建設業者の倒産のリスクなどから発注者を保護することができ、発注者は安心して工事を任せることができます。





建設業の許可には所在地に応じて知事許可と大臣許可があります。

① 1つの都道府県に本社・営業所がある場合

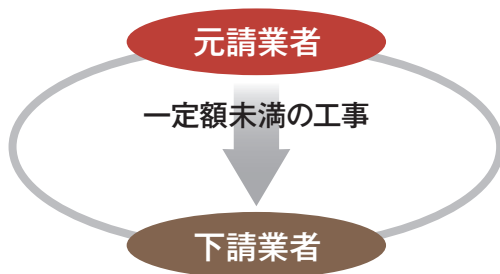
⇒ 都道府県知事許可

② 2つ以上の都道府県に本社・営業所がある場合

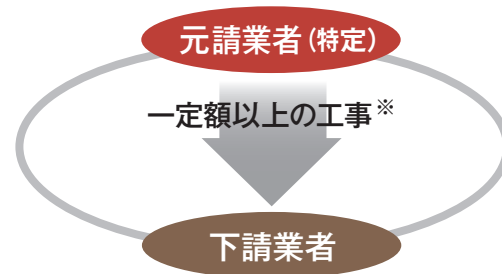
⇒ 国土交通大臣許可

大きな工事を下請けに発注する元請業者は、**特定建設業許可**を取得する必要があります。

### 《一般建設業許可》



### 《特定建設業許可》



下請業者を保護するため、特定建設業許可は一般建設業許可に比べ取得要件が格段に厳しくなっています。

※建築一式工事では4,500万円以上、その他の工事では3,000万円以上の工事

### ●公共工事を行うには

公共工事の入札を希望する建設業者は、建設業許可以外に国や自治体の『**建設工事入札参加資格審査**』を受けなければなりません。

財務内容から始まり、技術力、人材、労働環境、所有する建設機械、ISOの登録の有無などが審査され、公共工事を任せられる建設業者かどうか判断されます。

この審査を通過した業者でなければ、公共工事の入札に参加することができません。

### 私たち行政書士は…

建設業者が業務に専念できるようアドバイスを行い、**建設業許可の取得から入札参加資格審査申請の代理申請業務まで一貫して行っています。**

これからも日本の基幹産業の一つである建設産業の発展のために、私たち行政書士は建設関係法令のプロとして、安全でより良い日本の建設制度が維持できるよう、サポートしていきます。







# その前に話

## 行政書士ADR

TPPに代表される経済のグローバル化や国民の権利意識向上等に伴い、日本は本格的な訴訟社会を迎えようとしています。

しかし、日本人は徹底的に議論することを好まず、昔から「なあなあ」的解決でことを収めてきました。裁判所における「調停」という制度は、日本型トラブル解決法として、裁判外の(=訴訟ではない)紛争解決手段として世界から注目されています。

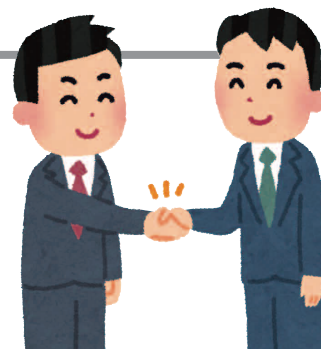
ただし、裁判所は役所ですので、基本的に夜間や土日は調停を行わず、必ずしも使い勝手が良いとは言えません。

また、期日(話し合いの場)も1ヶ月に1回程度とスピード感に欠けると以前から指摘されてきました。

そこで登場したのが司法制度改革の中で誕生したADRという制度です。

英語では、**A**lternative **D**ispute **R**esolution と言い、日本語では「**裁判外紛争解決手続**」と訳されています。調停と似ているところもありますが、裁判所ではなく民間の各種団体が運営し、その専門的知見を生かした柔軟な問題解決を図るところに特徴があります。

行政書士ADRセンター埼玉は、平成24年6月に法務大臣認証第114号を受けてスタートしました。



# ADR

Alternative Dispute Resolution



# し合ってみませんか?

## センター埼玉の魅力

HPもご覧ください




ただし、いずれの場合も外国人の方は取扱の対象としていません。

### ADR センター埼玉 最大の特長

- 1 費用が安い (1 期日 = 1 回 3,600 円)
- 2 期日の設定が自由 (希望すれば夜間、土日も可能)
- 3 当事者が合意すれば出張調停も可能
- 4 弁護士、研修を終了した行政書士が調停人となり、十分に話を聞いて最良の結論を導く

開設以来多くの方にご利用いただき、解決実績も多数あります。少額な事件で裁判する程でもない、他人に争い事を知られたくない (裁判は公開、ADR は非公開) 等の事情のある方は、ぜひ、当 ADR センターをご利用ください。

行政書士 ADR センター埼玉へのお問い合わせ、調停のお申込みは、下記の電話番号またはお近くの行政書士にご連絡ください。

☎ 048-833-1132 (紛争解決専用ダイヤル)

行政書士 ADR センター埼玉 〒330-0062 さいたま市浦和区仲町3-11-11

電話受付時間：9：00～18：00 [月～土・(祝日を除く)]



# 教えて！行政書士さん

## マイナンバー (個人番号)とは？

Q

&amp;

A



問 Q

最近、テレビ番組でマイナンバーが特集されています。マイナンバーとはどのような制度ですか？

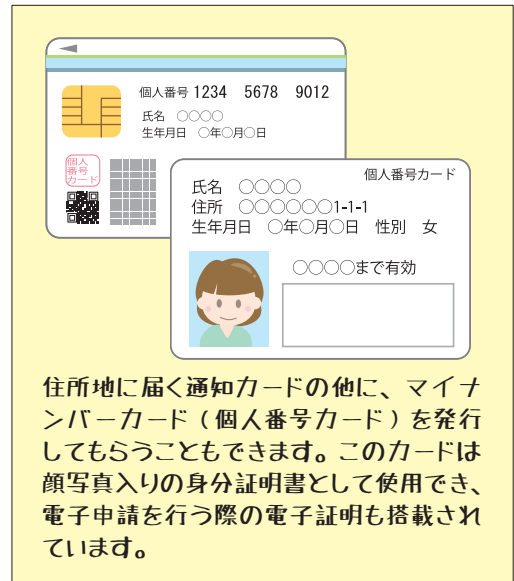
答 A

マイナンバーとは、国内に住民票を有する全ての方が持つ12桁の番号で、原則として一生変わりません。

この番号を使ってこれまで行政機関が別々に持っていた個人情報を、紐付けて管理する仕組みがマイナンバー制度です。

行政手続きの添付書類が削減されるなどの利点がある一方で、個人情報の流出のリスクが高まるなどの懸念もあります。

マイナンバー制度が始まると、会社員やアルバイトの方は勤め先へマイナンバーを提示する必要があります。他にも年金給付や福祉・介護の手続の際には役所へ、特定口座の開設や保険金を受け取る時には、金融機関へマイナンバーを提示する必要があります。



問 Q

わたしの所にもマイナンバーの通知カードが届きましたが、どうすればいいですか？

答 A

マイナンバーは重要な個人情報です。みだりに他人に教えたり、なくしたりしないよう、自分自身でしっかりと管理するようにしましょう。



# 「困ったな…」誰に相談したら良いか、わからないときは 埼玉県行政書士会のホームページへ!

埼玉県行政書士会 検索

スマホでも検索できます!



**会社設立**  
の手続は?

**建設業**  
の申請書類は  
どうすればいい?



**成年後見**  
任意後見って何?



**行政書士**  
を探したい!



**遺言書**  
を作りたい



**在留資格**  
の申請をしたい



**飲食店**  
を開業  
するには?



※行政書士の仕事の一部を  
ご紹介しています

あなたの街の法律家 行政書士

お問い合わせ 入会手続き 無料相談会

ホーム 行政書士の仕事 行政書士会について 無料相談会 あなたの街の行政書士 会員ページ

気軽に相談、確かな手続き  
あなたの街の行政書士

埼玉県行政書士会からのお知らせ

- 2015/11/05(木) 公開 日行連開地協・東京会共催の入管実務研修会の開催について
- 2015/10/29(木) 公開 コンサルタントフォーラム開催について
- 2015/10/28(水) 公開 平成27年度第2回医療法人設立認可申請関係の日程について
- 2015/10/28(水) 公開 開業のノウハウを、開業に役立つ利用者の管理を法律家の視点から

行政書士の仕事  
～こんな時は行政書士にご相談ください～

- 法人設立に関すること  
株式会社・合同会社・組合等 医療法人・NPO法人・社会福祉法人等の設立
- 相続・遺言書に関すること  
遺産分割協議書の作成 遺言書作成の相談 相続人の確定
- 建設業や不動産に関すること

農業支援  
お近くの行政書士にご相談ください

支部通信

行政書士を探す  
日本行政書士会連合会にリンク



**無料相談会の開催日を  
掲載中です!**



平成  
27年度

## 行政書士定期無料相談会

	場 所	実施日	時 間	お問い合わせ先
あ	上尾市役所（要予約）	毎月第3火曜日	13:00～16:00	市民相談室 048-775-4643
	上尾支部事務所	毎週 火・木・土	12:00～16:00	上尾支部 048-776-3367
	上尾支部事務所 （レディースデイ）	毎月15日 （相談者・相談員とも女性のみ）	9:30～12:00	
	朝霞市産業文化センター	12/12	13:30～16:30	朝霞支部 048-462-2666
	伊奈町役場	毎月第3水曜日	13:00～16:00	住民相談室 048-721-2111(代)
	入間市役所（要予約）	毎月第2・4火曜日	13:00～15:40	市民相談室 04-2964-1111(代)
	小川町役場	毎月第2金曜日	9:00～12:00	生活あんしん室 0493-72-1221(代)
	桶川市役所	月初開庁日	13:00～16:00	秘書広報課 048-786-3211(代)
か	春日部市役所	毎月第3火曜日	13:30～16:00	春日部支部 048-737-5615
	川口市役所（要予約）	毎月第1・第3水曜日	13:30～16:00	市民相談室 048-258-1110(代)
	川越市役所	毎月第4木曜日	10:00～16:00	広聴課 049-224-5022
	川越市・クラッセ川越 国際交流センター	毎月第4土曜日	13:00～18:00	在留資格・VISAの相談 川越市役所国際文化交流担当 049-224-5506
	川島町役場	奇数月の第3水曜日	10:00～12:00	総務課 049-299-1753
	行田市 VIVAぎょうだ	毎月第2水曜日	13:00～17:00	埼玉支部 048-554-2702
	久喜市 ふれあいセンター久喜	毎月第3水曜日	18:00～20:00	久喜市役所生活安全課 0480-22-1111(代) 内線 2633
	久喜市・鷲宮総合支所	毎月第3水曜日	14:00～16:00	
	〃 ・栗橋総合支所			
	〃 ・菖蒲総合支所			
	熊谷市役所	毎月第1月曜日	13:00～16:00	市民相談室 048-524-1111(代)
	鴻巣市 クレアこうのす	12/5	13:00～16:00	鴻巣支部 048-541-1459
越谷市中央市民会館	毎月第1金曜日	10:00～15:00	くらし安心課 048-963-9156	
さ	さいたま市北 区 役 所	毎月第4木曜日	13:30～16:30	くらし応援室 048-669-6026
	〃 大宮区役所	毎月第3火曜日		くらし応援室 048-646-3026
	〃 中央区役所	毎月第3金曜日		くらし応援室 048-840-6026
	〃 南区役所	毎月第2火曜日		くらし応援室 048-844-7136
	〃 緑区役所	毎月第1木曜日		くらし応援室 048-712-1137
	〃 岩槻区役所	毎月第4水曜日		くらし応援室 048-790-0128
	坂戸市役所	毎月第2火曜日	10:00～12:00	市民生活課 049-283-1331(代)
	幸手市役所	毎月第3火曜日	13:30～16:00	春日部支部 048-737-5615
	狭山市役所	毎月第4水曜日	13:00～15:00	市民相談室 04-2953-1111
	杉戸町役場	H28年1/25・3/25	13:30～16:00	春日部支部 048-737-5615
	草加市役所（要予約）	毎月第4木曜日	9:00～12:00	市民相談担当 048-922-0566



県内各地で定期的に行政書士の無料相談会が行われています。お気軽にご利用ください。なお、会場によっては事前予約が必要となります。

また、会場や開催日が変更になる場合がありますので、お問い合わせの上、ご来場ください。



	場 所	実施日	時 間	お問い合わせ先
た	秩父市歴史文化伝承館	毎月第2火曜日	13:00～15:00	市民生活課 0494-25-5200
	鶴ヶ島市役所	毎月第2・4木曜日	13:00～16:00	地域活動推進課 049-271-1111(代)
	ときがわ町 家族相談支援センター	H28年1/18・3/22	10:00～12:00	家族相談支援センター 0493-66-0222
	所沢市役所	毎月第1・3火曜日	10:00～12:00	所沢支部 04-2936-8648
	戸田市役所	偶数月の第3月曜日	10:00～12:00	防犯くらし交通課 048-441-1800(代)
な	滑川町役場	H28年1/28・3/3	10:00～12:00	東松山支部 0493-62-2622
は	蓮田市役所	毎月第3火曜日	13:30～15:30	広報広聴課 048-768-3111
	鳩山町役場	12/17・H28年2/25	9:00～12:00	総務課 049-296-1214
	羽生市商工会(市民プラザ内)	毎月第2火曜日	13:00～16:00	羽生市商工会 048-561-2134
	羽生市役所	毎月第4火曜日	13:00～16:00	市民生活課 048-561-1121
	飯能市民活動センター (丸広百貨店7階)	偶数月の第1水曜日	13:30～15:30	飯能支部 042-989-9909
	東松山市役所分室	偶数月の第3木曜日	13:10～16:30	広報広聴課 0493-21-1414
	日高市・文化体育館 「ひだかアリーナ」	毎月第3水曜日	13:30～15:30	飯能支部 042-989-9909
	深谷商工会議所	毎月第4水曜日	9:00～12:00	経営支援課 048-571-2145
	富士見市 針ヶ谷コミュニティセンター	H28年2/10	10:00～16:00	正木事務所 049-251-3966
	富士見市 ふじみ野交流センター	12/9		
	本庄商工会議所	毎月第4水曜日	13:00～16:00	本庄商工会議所 0495-22-5241
ま	宮代町役場	偶数月の第3木曜日	13:30～16:00	春日部支部 048-737-5615
	三郷市青少年ホーム	毎月第4火曜日	13:30～15:30	市民相談室 048-930-7724
	三芳町役場	H28年1/27・3/25	10:00～16:00	渡邊事務所 049-292-9948
	毛呂山町役場	毎月第3水曜日	10:00～15:00	総務課 049-295-2112(代)
や	八潮市役所	毎月第3月曜日	13:00～16:00	広聴広報課 048-996-2111
	吉川市民交流センター おあしす	毎月第1木曜日	13:30～15:30	庶務課 048-982-9458
	吉見町勤労福祉センター	奇数月の第3木曜日	14:00～16:00	東松山支部 0493-62-2622
	寄居町商工会	偶数月の第2金曜日	13:00～16:00	寄居町商工会 048-581-2161
ら	嵐山町役場	偶数月の第4木曜日	10:00～12:00	地域支援課 0493-62-2152
わ	蕨市役所(要予約)	毎月第4水曜日	13:00～15:00	市民活動推進室 048-433-7745



# 成功へ導く 知的戦略経営を!

参加  
無料

～「知的資産(戦略)経営」活用のすすめ～

「知的戦略経営」、中小企業支援の第一人者である立教大学の山口義行教授は、「知的資産経営」をこう呼ぶ。これからの中小企業に必要なものは何か。創業に際し不安がある。融資が通らない。補助金が通らない。更なる事業発展を目指したい。シンポジウムでは、知的資産を活用した経営課題解決のポイントをご紹介します。

2/22(月)  
14:00~17:00

対象：創業予定者、事業  
発展を目指している方、  
融資・補助金を検討中  
の方、一般の方

新都心ビジネス交流プラザ4F  
さいたま市中央区上落合2-3-2  
JRさいたま新都心駅 徒歩8分  
JR北与野駅前

定員：250名  
お申込先：埼玉県行政書士会  
電話：048-833-0900



## 《中小企業支援シンポジウム》

基調講演

### 「中小企業における知的戦略経営」



**山口 義行氏**  
立教大学経済学部教授  
中小企業サポートネットワーク  
(スモールサン) 主宰  
外務省参与  
関東経済産業局「新連携支援」  
事業評価委員長

文化放送ラジオ、BS11『中小企業ビジネスジャーナル』  
他メディア出演  
『社長の経済学』(中経出版)他著書多数

パネルディスカッション

### 「行政書士が支援する中小企業支援」

【モデレーター】

**石田 正泰氏**  
青山学院大学法学部特別招聘教授  
行政書士  
経済産業省政策評価懇談会委員  
東京商工会議所知財戦略委員会委員



【パネリスト】

- ・行政書士の支援を受けた企業経営者
- ・支援した行政書士・商工団体関係者
- ・金融機関関係者・埼玉県行政書士会会長

主催：埼玉県行政書士会 <http://www.sglisa.jp>

後援：埼玉県・埼玉県産業振興公社・日本政策金融公庫・埼玉県商工会議所連合会・埼玉県商工会連合会・埼玉県中小企業診断協会・日本行政書士会連合会

